

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 小諸市

令和8年7月21日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	86	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77	%
全職員	52	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98	%
本庁課長相当職	98	%
本庁課長補佐相当職	-	%
本庁係長相当職	97	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	91.2	%
31～35年	95.8	%
26～30年	90.2	%
21～25年	90.5	%
16～20年	81.9	%
11～15年	94.5	%
6～10年	79.9	%
1～5年	91.4	%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

任期の定めのない常勤職員以外の職員の女性を占める割合が高いうえに代替えや健診補助などの職員が多いことから給与額が少ない状況のため、男女の給与の差異が大きくなります。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別の男女の給与の差異 大きな差異は認められません。

(2) 勤続年数別 育児休暇を取得している若年層で男女の給与の差が大きくなります。また、世帯主の多くが男性で扶養手当や寒冷地手当を受給していることも影響しています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	14.7 %

【説明欄】

数値：令和 8 年 4 月 1 日現在
管理的地位にある職員の年齢層は、概ね 50 歳から 59 歳となり、保育士・現業職を除くと女性 24 名、男性 44 名です。管理的地位にある対象職員の女性を占める割合が 35%で、男性職員が多いこともあり管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は 14.7%となっています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	19.2 %
本庁課長補佐相当職	16.7 %
本庁係長相当職	48.0 %

【説明欄】

数値：令和 8 年 4 月 1 日現在
本庁係長相当職の対象年齢層を見ると、女性職員と男性職員の比率はほぼ同じのため 48.0%となっています。本庁課長補佐相当職以上の職種は、女性職員の割合が少ないこともあり、本庁課長補佐相当職では 16.7%、本庁課長相当職 19.2%、

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	40.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0 %	0.0 %	—	0.0 %
1 週間以上 2 週間未満	0.0 %	0.0 %	—	0.0 %
2 週間以上 1 月以下	0.0 %	0.0 %	—	0.0 %
1 月超 3 月以下	0.0 %	0.0 %	—	0.0 %
3 月超 6 月以下	50.0 %	0.0 %	—	33.3 %
6 月超 9 月以下	50.0 %	0.0 %	—	16.7 %
9 月超 12 月以下	0.0 %	0.0 %	—	50.0 %
12 月超 24 月以下	0.0 %	66.7 %	—	0.0 %
24 月超	0.0 %	33.3 %	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員（男性）は該当者はおりません。

V 職員の勤務時間の状況

**管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間**

区分	令和7年度
内部部局等	8.5 時間／月
内部部局等以外	6.6 時間／月

【説明欄】

内部部局等以外：保育園、小中学校、公民館、美術館、懐古園事務所、消防課、社会福祉協議会